

## 東京都が発行する ソーシャルボンドの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎）は、東京都が発行する「東京ソーシャルボンド」（2022年2月18日条件決定）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

東京ソーシャルボンド発行による調達資金は、「人が輝く東京」や「サステナブル・リカバリー」の実現に向けた取り組みの財源として、公共施設・インフラの防災対策、住宅セーフティネットの強化、介護サービス基盤の整備、児童福祉施設等の整備など、社会的に支援が必要な人々を対象とする事業に充当される予定です。

加えて、東京ソーシャルボンドは国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）の定める「ソーシャルボンド原則 2021」<sup>※1</sup> および金融庁「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」<sup>※2</sup> に適合する債券であるとして、第三者機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）からセカンド・パーティー・オピニオンを取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債の専門的な情報収集・お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスク、2019年にサステナブル・ファイナンス室を設置しました。2021年からは、これらの取り組みをさらに強化・拡大するため、サステナビリティ推進部を新設しています。

これらの取り組みにより、当社はソーシャルボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

※1 ソーシャルボンド市場の秩序だった発展を促進するための自主的な手続きに関するガイドラインとして、国際資本市場協会（ICMA）によって2017年6月に策定された後、2021年6月に改訂されたもの。

※2 ソーシャルボンドの社会的な効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、国内におけるソーシャルボンドの普及を図ることを目的に、金融庁によって2021年10月に策定・公表されたガイドライン。